

## 推進体制

### 庁内体制の充実

男女共同参画社会の実現に向けた施策・事業を推進していくためには、行政が主体的・先導的に果たす役割が大きく、その取組みは行政のあらゆる分野にわたるため、全ての職員が男女共同参画社会の実現を目指すという共通認識を持つことが重要であり、全庁体制で推進します。

### 町民の役割

男女共同参画社会の実現のためには、住民が家庭や地域・職場などにおいて自発的かつ主体的な行動をとることが必要です。住民が行動しやすい環境を整えられるよう、町では広報・啓発活動を行います。

### 事業所等の役割

町内の事業所、団体などが、男女共同参画社会の必要性・重要性を認識し、法律の精神を踏まえて主体的に取り組むとともに、行政が行う男女共同参画に係る取組への協力に期待します。

### 教育関係者の役割

男女平等に配慮した教育課程や日頃の生活指導など、法の理念に沿った教育に配慮する必要があります。

### 国・県、近隣の自治体等関係機関との連携

本計画を推進していくにあたり、国・県や近隣自治体等との連携に努めます。

### 点検と評価

PDCAサイクルにより計画の進行管理を行います。各事業ごとに目標を設定し達成に向けて取り組み、年度ごとに進捗状況の調査及び評価を行います。また、その結果は国・県等の動向を踏まえ、次期計画へ反映させます。

### 第2次酒々井町男女共同参画計画(概要版)

発行：令和4年3月  
編集：酒々井町 住民協働課  
〒285-8510  
千葉県印旛郡酒々井町中央台4丁目11番地  
電話：043-496-1171(代表)  
FAX：043-496-5765  
ホームページ：<https://www.town.shisui.chiba.jp>

# 第2次酒々井町 男女共同参画計画

令和4年度～令和8年度

男女が互いを認め合い、  
支え合い、  
一人ひとりが自分らしく  
活躍できる酒々井町

令和4年3月

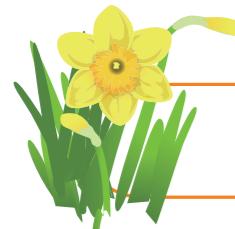
酒々井町



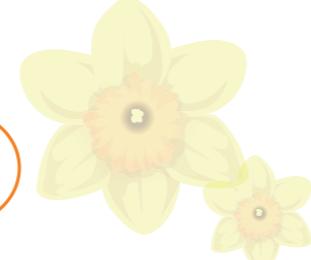
## 男女共同参画社会とは

「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」です。

(男女共同参画社会基本法第2条)



## 計画策定の趣旨



酒々井町では第6次酒々井町総合計画に定めた将来都市像「人 自然 歴史 文化が調和した活力あふれるまち 酒々井」を築いていくため、男女が互いにその人権を尊重しつつ、ともに責任も分かち合い、男性も女性も個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを進めています。

しかしながら、いまだに「男性は仕事、女性は家庭」といった固定的な性別役割分担意識が存在しています。さらには数々の災害時の教訓から、避難所における女性への配慮など、一人ひとりの状況に応じた対応の必要性が改めて認識されています。

また、少子高齢化により労働力人口が減少する中、地域社会の活性化を図るために、意欲と能力を持った女性が社会で積極的に活躍できる環境づくりが必要です。そこで、当町では、これらの社会情勢や課題に対応するため、酒々井町男女共同参画計画を策定しました。



## 計画の位置づけ



この計画は、「男女共同参画社会基本法」に基づく、酒々井町における男女共同参画社会の形成を促進するための基本計画となるものです。また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」に基づく基本計画、及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」に基づく推進計画と位置づけ、一体的な施策の推進を図ります。



## 計画の期間



この計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。なお、社会情勢の変化や本計画の進行状況等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

## 計画の体系

